

相模台地区自治会連合会会則

(名称及び事務所)

第1条 この会は、相模台地区自治会連合会と称し、事務所を相模台まちづくりセンターに置く。

(組織)

第2条 この会は、相模台地区内の自治会長をもって組織する。

(目的)

第3条 この会は、自治会相互の親睦を図るとともに、行政及び関係機関との連絡を緊密にし、常に住民の福祉増進と自治会活動の正常な運営に努め、市民の声を広く行政に反映させ、あわせて市政を市民に周知し、地方自治の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために、次のような事業を行う。

- (1) 自治会相互の親睦と協調のための事業。
- (2) 行政機関に対する住民の意見や希望の陳述。
- (3) 住民への広報や広聴に関する事業。
- (4) 住民の資質向上のための研修会等の開催。
- (5) 公共の福祉に関する事業。
- (6) 安全・安心まちづくりのための事業
- (7) その他自治の振興に必要な事業。

(役員)

第5条 この会に、次の役員を置く。

会 長：1名 副会長：3名 会 計：1名 監 事：2名

- 2 会長は、この会を代表し、会務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 会計は、この会の会計を掌理する。
- 5 監事は、この会の会計を監査する。

(役員を選出)

第6条 この会の役員は、推薦委員会の推薦により選出する。

- 2 推薦委員会は、前任の役員のうちから互選された役員2名及び別表に規定する選出区より選出された自治会長により組織する。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とする。但し再任を妨げない。補欠のため就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 この会の会議は、総会、自治会長会議及び役員会とする。

- 2 会議は、会長が招集し会長又は会長の指名する役員が議長を務める。
- 3 会議は、半数以上の出席によって成立し、議事は出席者の過半数の同意によって決し、可否同数のときは、会長の決定するところとする。
- 4 総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 会則の制定と改廃。
 - (2) 事業報告・決算と事業計画・予算の承認。
 - (3) その他役員が認める事項。

(経費)

第9条 この会の経費は、会費、補助金、寄付金その他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第10条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(その他)

第11条 本会則の変更には、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

附則 この会則は、昭和45年5月11日から施行する。

附則 この会則は、昭和62年5月9日から施行する。

附則 この会則は、平成10年5月8日から施行する。

附則 この会則は、平成11年5月10日から施行する。

附則 この会則は、平成13年4月1日から施行する。

附則 この会則は、平成15年5月7日から施行する。

附則 この会則は、平成20年3月4日から施行する。

附則 この会則は、平成22年4月1日から施行する。